

男女共同参画専門委員会 質問への回答

基本目標 1：男女がともに活躍し、お互いを尊重し支え合う社会の実現

1-2 職場における女性活躍・男女共同参画の推進

◆育児休業と育児参加休暇 の比較

項目	育児休業	育児参加休暇
制度区分	休業（一定期間仕事を完全に休む制度）	特別休暇（短期の有給休暇などの扱い）
主な目的	子の日常的養育	配偶者の出産前後に、出産のサポートや育児などを行う
取得できる期間・日数	子が3歳になるまでの間で、職員が希望するまとまった期間	出産予定日の数週間前から出産後1年以内などの期間内で、原則5日以内など短期
取得の単位	日または月単位（まとまった期間）	1日・半日・時間単位など柔軟に取得可能

◆育児休業と育児参加休暇の令和7年度取得実績

項目	育児休業	育児参加休暇
取得人数	5 人	6 人
取得日数	4 ～ 4 2 日	3 ～ 5 日